

1 年 保 存

秘

固 無制限

平成 23 年 7 月 13 日から 平成 24 年 7 月 12 日まで
--

基 発 0713 第 5 号

平成 23 年 7 月 13 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所内に設置するクレーンの
落成検査の取扱いについて

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故について、その収束に向けた作業のために設置されるクレーンに対しては、クレーン等安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 34 号）第 6 条の規定に基づく落成検査が必要であるが、落成検査のための試験荷重等の準備及び検査への立ち会い等を行う関係業者等が、原子炉建屋周辺を中心とした発電所敷地内において高い放射線量を受けることとなる。当該関係業者等の受ける放射線量を可能な限り低くするため、

適切に対応されたい。

また、クレーンの設置に当たっては、事前の相談等により迅速に当該暫定的な措置を適用することが可能となることから、東京電力株式会社及び関係業者等に対して、クレーン等安全規則第 5 条に基づく設置届の提出を待たずに、事前に労働基準監督署にクレーンの設置に係る相談等を行うよう要請されたい。

記

1. 荷重試験及び安定度試験に関する要件

(1) 次の①又は②に掲げる事前に行われた仮荷重試験等の記録

[REDACTED]

2. 外観検査、運転試験等に関する要件

[REDACTED]

1 年 保 存

秘

固 無制限

平成 23 年 7 月 13 日から 平成 24 年 7 月 12 日まで
--

基 発 0713 第 6 号

平成 23 年 7 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所内に設置するクレーンの
落成検査の取扱いについて

標記について、別添のとおり、福島労働局長に対して通知したので、了知されたい。

また、クレーン製造事業場を有する局において、東京電力福島第一原子力発電所内に設置するクレーンに対する仮荷重試験の申請があった場合には、迅速に試験を実施されたい。

1. 年 保 存
秘
固 無制限
平成 23 年 7 月 13 日から 平成 24 年 7 月 12 日まで



(別添)

基 発 0713 第 5 号
平成 23 年 7 月 13 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所内に設置するクレーンの
落成検査の取扱いについて

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故について、その収束に向けた作業のために設置されるクレーンに対しては、クレーン等安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 34 号）第 6 条の規定に基づく落成検査が必要であるが、落成検査のための試験荷重等の準備及び検査への立ち会い等を行う関係業者等が、原子炉建屋周辺を中心とした発電所敷地内において高い放射線量を受けることとなる。当該関係業者等の受ける放射線量を可能な限り低くするため、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 適切に対応されたい。

また、クレーンの設置に当たっては、事前の相談等により迅速に当該暫定的な措置を適用することが可能となることから、東京電力株式会社及び関係業者等に対して、クレーン等安全規則第 5 条に基づく設置届の提出を待たずに、事前に労働基準監督署にクレーンの設置に係る相談等を行うよう要請されたい。

記

1. 荷重試験及び安定度試験に関する要件

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(1) 次の①又は②に掲げる事前に行われた仮荷重試験等の記録

[REDACTED]

2. 外観検査、運転試験等に関する要件

[REDACTED]